

令和3年度における「重度障害者医療費助成制度の継続」についての陳情

陳情の趣旨

令和3年度予算策定に際し、「重度障害者医療費助成制度」について透析者・障害者が負担なく医療を受けられるように陳情申し上げます。

陳情の理由

神奈川県は、平成20年に「重度障害者医療費助成制度」の内容を改変し、障害重複者を除く障害者に3条件

- ① 窓口負担（通院1回200円・入院1日100円）
- ② 年齢制限（65歳以上の障害者は適用除外）
- ③ 所得制限（年収360万以上は適用除外）を順次付帯されました。

結果として、11年を過ぎた現在、①の窓口負担を導入している市町村はありませんが、透析者は在住市町村の同種制度に頼らざるを得なくなり、「別紙—1 各市町村、マル障制限導入の有無」の通り、33市町村の内、②の年齢制限導入は22市町村、③の所得制限は、13市町村と制限を受け制度を使えない重度障害者がおります。当「重度障害者医療費助成制度」がなくなると、透析以外の医療費、薬代、通院送迎費用など日常生活に負担が増すばかりです。

誠に恐縮ではございますが、逗子市の財政が逼迫している状況は、十分理解しておりますが、私たち透析者・障害者の負担が少なく医療を受けられるように「重度障害者医療費助成制度」の継続のために是非とも「令和3年度予算策定」を陳情申し上げます。

令和2年8月18日

代表陳情者 逗子市池子3-14-26

逗葉腎友会 会長 江崎 順一



陳情者 横浜市神奈川区台町1-8

ウェイサイドビル 504号

電話 045-321-4621

特定非営利活動法人 神奈川県腎友会

会長 樋口 一夫



逗子市議会議長

丸山 治章 様

